契約条項　JXRA010A_210416

第 1 条(契約適用条件)

1. 本契約条項は、注文書記載の契約対象商品および関連商品(以下、機械および関連商品という)に関する、甲を発注者乙を受注者とする甲乙間の注文書記載の契約(以下、本契約という)に適用されます。

2. 本契約の適用は、本契約の対象となる注文書記載の機械 3 台以上が甲における同一の事業所に設置されていることを条件とします。本契約の対象となる機械および関連商品は注文書記載のとおりとします。

3. 契約対象機械の解約もしくは機種変更された場合または他の設置場所に移動等により前項の条件を満たさなくなった場合、本契約は終了します。

第 2 条(設置場所)

機械および関連商品の設置場所は注文書記載のとおりとします。

第 3 条(適用料金)

1. 本契約における適用料金は基本契約書記載の料金表<2>・<3>・<4>および次項の適用料金区分にもとづく注文書記載の料金項目等の合計額のとおりとします。ただし、料金表に記載される金額には、消費税等は含まれず、甲はレンタルサービス料金と併せて法令所定の消費税等を乙に支払います。

2. 本料金の適用料金区分は、「特別レンタル」とします。

第 4 条(契約期間)

本契約期間は注文書記載のとおりとします。ただし、基本契約が更新された場合、本契約も同一条件で更新されるものとします。また基本契約が解約または解除により終了した場合、本契約も同時に自動的に終了とします。

第 5 条(料金計算の開始日および開始メーターカウント)

料金計算の開始日は本契約の開始日とします。また、開始メーターカウントは注文書記載または、甲から送付される「メーター連絡票」記載のとおりとします。

第 6 条(料金計算の締切日)

毎月の料金計算の締切日は基本契約書記載の締切日とします。

第 7 条(中途解約)

甲または乙が本契約の解約を希望する場合、甲または乙は 2 ヵ月前までに書面により相手方に通知することにより本契約を解約できます。

第 8 条(加算金)

1. 前条,第 1 条第 3 項または基本契約にもとづき本契約が期間満了以前に終了した場合、または契約対象機械の一部が解約された場合、甲は乙に対し下記のとおりの加算金を支払うものとします。

加算金:該当する機械に定められている加算金基本額に相当する額

尚、加算金基本額には、基本契約第 6 条にもとづく機械維持料金の割引が適用されます。

2. 下記各号のいずれかに該当した場合、前項にかかわらず加算金は発生しないものとします。

(1)前項の終了または契約対象機械の一部の解約と同時に当該機械を乙所定の 3 年契約に変更した場合。

(2)前項の終了または契約対象機械の一部の解約時において、当該機械を 4 年以上使用している場合。

(3)基本契約第 11 条第 2 項にもとづく終了の場合。

以上